

「尾袋川・小田川流域水害対策準備会」の開催について

尾袋川・小田川流域では、令和元年東日本台風など、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が度々発生していることから、流域の浸水被害軽減に向けて、令和3年に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川に指定し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を活用することなどによる「流域治水」の推進について検討を進めております。

このたび、特定都市河川指定に向けた合意に向け、関係市町の首長等が出席する「尾袋川・小田川流域水害対策準備会」を開催します。

1. 開催日時及び場所

令和6年1月17日（水） 午後2時～午後3時
角田自治センター ホール（阿武隈急行 角田駅2階）
（宮城県角田市角田字流159-2）

2. 内 容 （予定）

・尾袋川・小田川の特定都市河川指定について

3. その他

東北学院大学の三戸部佑太准教授をお招きし、流域治水の理解促進を図ることなどを目的とした「水害対策を学ぶ防災ゲーム」の紹介も行います。

4. 公開・取材について

- (1) 今回、開催する準備会は、公開としております。
- (2) 会場の都合により座席数に限りがありますので、一般の方で準備会の傍聴を希望される方は、先着順とさせていただきます。
- (3) 取材を希望される方は、令和6年1月16日（火）午後5時までに、別紙登録用紙に記載の上、FAXもしくはメールにてご連絡いただきますようお願いいたします。



※「尾袋川・小田川流域水害対策準備会」構成

白石市、角田市、大河原町、柴田町、丸森町
あぶくま川水系角田地区土地改良区、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所、
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県（農村振興課、道路課、河川課、大河原土木事務所）

〈発表記者会〉

宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、仙南記者クラブ

問い合わせ先



宮城県 土木部 河川課
住 所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電 話：022-211-3173
FAX：022-211-3197
E-mail：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

技術副参事 おのぞら まさき
(総合治水対策担当) 小野寺 正樹
とうかいりん ひろゆき
企画調査班長 東海林 宏幸



国土交通省 仙台河川国道事務所
住 所：宮城県仙台市太白区あすと長町四丁目1-60
電 話：022-304-1827（代表）

副所長 こん しんいちろう
金 真一郎（内線204）
ひのぐち げん
流域治水課長 日野口 徹（内線351）

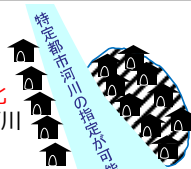
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象


市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

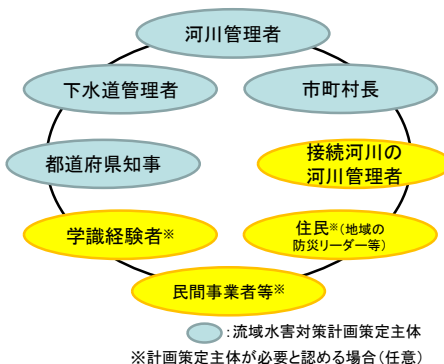
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



- （協議会設置）**
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）**
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）**
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

「尾袋川・小田川流域水害対策準備会」
取 材 申 込 書

所属	氏名	電話番号

〔申込み先〕 宮城県土木部河川課企画調査班

TEL：022-211-3173

FAX：022-211-3197

電子メール：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

【ご注意】

- ・ご入力いただいた個人情報は、当会議の業務のみに使用し、他の目的に使用することは一切ありません。
- ・申込期日は令和6年1月16日（火）午後5時までとなりますので、ご注意ください。